

八幡浜市お試し暮らし助成金交付要綱

〔平成31年3月29日〕
要綱第12号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市への移住及び定住（以下「移住等」という。）を目的として、住居を探し、仕事を探し、又は地域情報を収集する活動等を行う者が本市に滞在する際に要する経費について、市が予算の範囲内で八幡浜市お試し暮らし助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住等希望者 本市への移住等を希望し、又は検討している者をいう。
- (2) 移住等活動 移住等を目的として行う次に掲げるいずれかに該当する活動をいう。
 - ア 市内で住居を探す活動
 - イ 市内で仕事を探す活動
 - ウ 地域情報を収集する活動
 - エ その他市長が適当と認める活動
- (3) 同行者 移住等希望者と同一の世帯に属する者で、当該移住等希望者が行う移住等活動に常に同行する者をいう。

(助成対象者)

第3条 助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げるいずれの要件も満たす移住等希望者とする。

- (1) 移住等活動を行う時点において、市外に住所を有する者
- (2) 第5条に規定する申請を行う日において成年者である者
- (3) 移住等活動を行うために本市を訪れる者
- (4) 移住等活動中に旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条に規定する許可を受けて同法第2条に規定する旅館業を営む市内宿泊施設（以下「市内宿泊施設」という。）に宿泊する者

2 前項の規定にかかわらず、八幡浜市暴力団排除条例（平成23年条例第37号）第2条第2号及び第3号に規定する者は、助成対象者としな

（助成金の額）

第4条 助成金の額は、市内宿泊施設1泊につき、1人当たり3,000円とする。ただし、1人当たり3泊分を限度とする。

2 助成金の交付を受けることができる同行者は、1人のみとし、助成金の額及び限度泊数は、前項の規定と同様とする。

（助成金の交付申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、八幡浜市お試し暮らし助成金交付申請書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添えて、移住等活動を行う期間の初日の14日前までに市長に申請しなければならない。

（助成金の交付決定）

第6条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、必要な条件を付して助成金の交付を決定し、八幡浜市お試し暮らし助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

（変更承認申請）

第7条 前条の規定により助成金の交付の決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、申請の内容を変更しようとするときは、八幡浜市お試し暮らし助成金変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（変更承認）

第8条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、承認を決定したときは、八幡浜市お試し暮らし助成金変更承認通知書（様式第4号）により通知する。

（実績報告）

第9条 助成決定者は、移住等活動が終了したときは、速やかに八幡浜市お試し暮らし活動報告書（様式第5号）に市長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

（助成金の額の確定）

第10条 市長は、前条に規定する報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成金の額を確定し、八幡浜市お試し暮らし助成金確定

通知書（様式第6号）により助成決定者に通知する。

（助成金の請求）

第11条 前条の規定により助成金の額の確定通知を受けた者は、速やかに八幡浜市お試し暮らし助成金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（助成金の交付）

第12条 市長は、前条に規定する請求書の提出があったときは、助成金を交付する。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱又は助成金交付の条件に違反したとき。
- (2) この要綱に基づき市長に提出した書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) その他不正な行為があったとき。

（助成金の返還）

第14条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその全額の返還を命ずるものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、同日以降に行った移住等活動について適用する。